

第6章 熟議民主主義と安全保障 —「普通の国」への道程を巡って

1. はじめに—「野党共闘」の顛末

二〇二一年衆議院議員選挙の結果、岸田文雄内閣を構成する自民・公明両党に対峙する野党諸党の動静としては、立憲民主・共産両党が党勢を後退させた一方、日本維新の会は議席三倍増の躍進を遂げ国民民主党も現有議席を保った。この選挙結果は、自民、公明両党に日本維新・国民民主両党を加えた「改憲標榜勢力」が衆議院議席の三分の二を超えたことを示している。

『朝日新聞』記事(二〇二一年十一月二日配信)が伝えたところでは、松井一郎(日本維新の会代表、大阪市長)は、「国会で来夏の参院選までに憲法改正原案をまとめて改正を発議し、国民投票を参院選の投票と同じ日に実施するべきだ」という趣旨の所見を示した¹。また、『朝日新聞』記事(十一月十一日配信)は、岸田文雄(内閣総理大臣、自民党総裁)が「(衆院選の)結果を踏まえ、党内の体制を強化するとともに、国民的議論のさらなる喚起と国会における精力的な議論を進めるよう(党に)指示した」と語った旨を伝えている²。国民民主党は、衆議院憲法審査会の運営に際して、「与党側」の立場で幹事懇談会に加わっている。『朝日新聞』記事(十二月九日配信)は、「立憲民主党や共産党などが憲法審の開催に反対し、議論が進まなかった³」という国民民主党内の声を伝えている。憲法が「一般的な政策案件」ではなく「国民的な合意の基盤に係る案件」である以上、日本維新・国民民主両党の動きは、それ自体が憲法改正発議に向けたハードルの劇的にして確実な低下を示している。

片や、立憲民主・共産両党の党勢停滞が示すのは、この両党が主導し、社民・れいわ新選組両党が加わった「野党共闘」の模索が、不発に終わったという事情である。『朝日新聞』記事(十月二十日配信)に拠れば、「野党共闘」を演出したのは、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合(市民連合)」という名称の市民団体であったけれども⁴、この「安保法制の廃止」と「立憲主義の回復」を表看板に掲げた市民団体の呼び掛けに応じて形成されたという事実こそ、「野党共闘」参集諸党における「共通認識」が表れる。

振り返れば、特に一九九〇年代以降、日本政治に先鋭な対立の風景を出現させたのは、一九九二年の国連平和協力法案審議から二〇一五年の平和安全法制審議に至るまで、日本が「普通の国」と呼ばれる状態に脱皮することの是非に絡む政策論争に際してであった。自由民主党に類する「保守・右派」政治勢力は、その脱皮への模索を一貫して進めてきたのに対して、現在は「野党共闘」参集諸党が体現する「革新・進歩・リベラル・左派」政治勢力は、それに抵抗し続けてきたのである。

本稿の目的は、一九九〇年代前葉以降、三十年の歳月を「『普通の国』への模索と抵抗の歳月」と位置付けた上で、その模索と抵抗の軌跡を検証しつつ、その政治上の意味を考察することである。こうした検証や考察は、日本の「普通の国」脱皮が現実の日程として語られるようになる中、日本の「『普通の国』の民主主義」の相を展望する上でも多彩に試みられるべきものである。本稿は、その検証と考察の雑駁な一例を披露するものである。

1 「憲法改正の国民投票『来夏の参院選と同日実施を』 維新・松井代表」『朝日新聞』(二〇二一年十一月二日配信)

2 「党内体制の強化、改憲に向け指示 会見で岸田首相」『朝日新聞』(二〇二一年十一月十一日配信)

3 「国民民主、憲法審査会『与党側』で運営に参加 9日に幹事懇出席へ」『朝日新聞』(二〇二一年十二月九日配信)

4 「野党4党、市民連合と政策合意 『コロナ禍に乗じた憲法改悪に反対』」『朝日新聞』(二〇二一年九月八日配信)

2. 「普通の国」への展開と抵抗の論理

2. 1 「普通の国」脱皮を解析する視角

日本の「普通の国」脱皮に向けた動きは、一九九一年一月の湾岸戦争を機に始まった。一九八九年師走、ジョージ・H・W・ブッシュ（当時、米国大統領）とミハイル・S・ゴルバチョフ（当時、ソ連共産党書記長）がマルタで会談し、「冷戦の終結」を宣言した。前月の「ベルリンの壁」崩壊までに、東欧諸国の社会主義体制は続々と崩壊していた。そしてマルタ会談の三週間後、クリスマスにベルリンで開かれた演奏会では、レナード・バーンスタイン（指揮者）が東西六カ国合同管弦楽団を指揮して、「交響曲第九番」（作曲／ルートヴィヒ・ヴァン・ベートーヴェン作曲）を演奏した。そこでは、第四楽章冒頭の「歓喜よ（Freude）」の歌詞が「自由よ（Freiheit）」に差し替えられて歌われた。翌年一九九〇年五月の「プラハの春」国際音楽祭では、チェコスロヴァキアの共産化を嫌って亡命していたラファエル・クーベリック（指揮者）が四十年ぶりに祖国に戻り、「交響詩『我が祖国』」（作曲／ベドルジハ・スメタナ）の歴史的な名演を披露した。「冷戦の終結」に伴って、「自由」の価値を確信する空気が、一九八九年末から翌年に掛けて程に横溢していた時節は他にはない。

一九九〇年八月の湾岸危機発生から一九九一年一月の湾岸戦争勃発に至る一連の過程は、「冷戦の終結」に伴うユーフォリアに浸かっていた国際社会の空気に冷水を浴びせるものであった。「冷戦の終結」、即ちジョン・L・ギャディス（歴史学者）が呼ぶところの「長い平和」が終わった後の国際平和維持に際しては、日本もまた、応分の貢献を求められるようになったのである。然るに、海部俊樹内閣下の日本政府は、湾岸危機発生翌月の一九九〇年九月、「日本がFORCES（自衛隊）を参加させる方法を検討中と承知している。有益であり、世界から評価される」とジョージ・H・W・ブッシュから伝えられていたもの⁵、その具体的な政策対応は、百三十億ドルに及ぶ資金拠出を逐次実施した他は、精々が戦闘停止後に海上自衛隊掃海部隊をバルシャ湾に派遣するという域に留まった。往時の日本政府の政策対応は、結局、「カネだけ出して済ませる」という評価を得ただけに終わり、その顛末は、「湾岸敗戦」といった言葉で語られた。「湾岸敗戦」⁶以後、「カネだけではなく汗も」という論理の下、日本には様々な安全保障政策上の対応が迫られることになった。

この政治趨勢の下、一九九三年五月、小澤一郎（衆議院議員）は、自著『日本改造計画』の中で、「普通の国」という概念を打ち出した。小澤は、「真の国際国家になるにはどうすればいいか。何も難しく考える必要はない。『普通の国』になることである」⁷と書いた。そして、坂本多加雄（政治学者）は、「普通の国」概念について、「通常の市民生活において、人々がその時々のある一定の社会的ルールや共通理解に従いながら、それぞれの家風や嗜好に応じてそれなりに個性的な生活を営んでいる」⁸様子に喩えて説明した。

要するに、日本にとっての「普通の国」脱皮とは、自らの歴史や文化に係る「個性」を護持した上で、国連憲章上に記される集団安全保障の枠組への参加や集団的自衛権の行使を含めて、「国際法上、国際社会で認められた権利を行使し、課せられた義務を履行する」状態である。憲法第九条改正を通じて日本の「軍隊」の位置付けを憲法上に明記することは、その「普通の国」脱皮を内外に宣明する象徴としての過程であると認識されたのである。

本節では、日本の「普通の国」脱皮に向けて、それを促す「アクセル要因」と抑える「ブレーキ要因」とが解析される。そして、この「アクセル要因」と「ブレーキ要因」の解析に際しては、「 α 」としての海外要因と「 β 」としての国内要因の二つの視角が設定される。これらの総じて四つの要因の闘ぎ合いが、一九九〇年代前葉以降、平成の御代に重なった過去三十年の日本の安全保障を彩ったといえよう。

5 「90年湾岸危機、米大統領『自衛隊派遣を』 外交文書公開」『日本経済新聞』（二〇二一年十二月二十二日配信）

6 「湾岸敗戦」の様相を伝えた最初期の文献として、下掲文献を参照した。

手嶋龍一、『一九九一年日本の敗北』（一九九三年、新潮社）

7 小澤一郎、『日本改造計画』（講談社、一九九三年）、一〇四頁

8 坂本多加雄、『日本は自らの来歴を語りうるか』（筑摩書房、一九九四年）、二三頁

2. 2 「普通の国」への展開—アクセル要因

日本の「普通の国」脱皮を促した「アクセル要因」は、以下に挙げる四つを指摘することができる。

α-1/ 「国際貢献」、「国際協調」への要請

第一に、日本の「普通の国」脱皮を促す海外要因の筆頭として挙げられるのは、「国際貢献」、「国際協調」と呼ばれるものの要請であった。「冷戦の終結」直後の国際政治情勢は、経済大国としての日本に対しては、対外関与に際しての「消極性」を許さなくなっていたのである。それは、一九八〇年代中葉、中曽根康弘(当時、内閣総理大臣)によって打ち出された「国際国家」への模索が、国際政治の裏付けを伴った瞬間であったといえよう。「国際貢献」、「国際協調」の要請に対する日本の応答は、次に示す三つの局面に分けられる。

まず、一九九〇年代前葉以降、日本が要請されたのは、世界各地における平和維持・平和構築への関与であった。一九九二年六月、宮澤喜一内閣は、海部俊樹内閣時からの懸案としての国連平和協力法を成立させ、九月に自衛隊の本格的な海外派遣の嚆矢として陸上自衛隊施設部隊を UNTAC (カンボジア暫定機構) に送り込んだ。これ以後⁹、国際平和協力活動の範疇では、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、スーダンといった世界各地での国連平和維持活動に、自衛隊部隊が加わっている。特に二〇一一年十一月以降の UNMISS (国連南スーダン共和国ミッション) への対応は、派遣人員が延べ四千名に迫る最大規模のものになっている。また、国際緊急援助活動の範疇では、一九九八年十一月以降のホンジュラス・ハリケーン災害への対応から二〇二〇年一月以降の豪州森林火災災害への対応に至るまで、二十三件の活動実績が残されている。二〇二二年一月、トンガでの火山噴火災害に際しては、海空両自衛隊部隊が派遣され、豪州、ニュージーランドに続いて支援物資を届けた。自衛隊部隊の到着は、ファカヴァメイリク (トンガ首相) 以下、トンガ政府閣僚の出迎えを受けた。ファカヴァメイリクは、「日本の自衛隊機をトンガで見られるのは本当に感慨深い。日本の皆さんにありがとうと伝えてほしい」¹⁰と語ったと伝えられる。それは、国連平和協力法成立直後、田辺誠(当時、日本社会党委員長)が「法律の実施をさせず、自衛隊の海外派兵ができない状況をつくらなければならない」¹¹と語ってから、三十年後の現実である。

次に、二〇〇〇年代初期以降、日本が取り組むことになったのは、対テロ「国際協調」への関与であった。小泉純一郎内閣は、二〇〇一年年九月の「セプテンバー・イレブン」直後に対米連帯声明を発し、その翌月にはテロ対策特措法を成立させた上で海上自衛隊部隊をインド洋に派遣した。海上給油を主とする海上自衛隊部隊の「後方支援」活動は、福田康夫内閣期のテロ対策特措法失効による中断と補給支援特措法施行による再開を経て、二〇一〇年一月まで続いた。また、小泉内閣は、二〇〇二年三月のイラク戦争開戦に際して対米支持声明を発した後、米国政府からの「ブーツ・オン・ザ・グラウンド」、即ち地上部隊派遣の要請に応える政策対応を模索した。小泉内閣の模索は、二〇〇三年六、七両月に相次いで成立した有事関連三法とイラク人道復興支援特措法を根拠にして、二〇〇四年一月以降、陸上自衛隊部隊がイラクに累次、派遣されたことを以て結実した。これに関連して、二〇〇九年九月の「政権交代」に因って宰相の座に就いた鳩山由紀夫(当時、内閣総理大臣)における対外政策上の最たる失敗とは、彼の政権運営を頓挫させた在沖米軍普天間基地移設案件に際しての対応の不手際ではなく、補給支援特措法の更新を拒否しインド洋派遣海上自衛隊補給部隊を撤収させた判断にある。それは、対テロ「国際協調」の動きに日本が背を向けたことを意味したからである。

更に、二〇一〇年代末期以降、米中両国を軸とした「第二次冷戦」の構図が浮上する中、日本が踏み込んだのは、自由・民主主義を旨とする「国際協調」への関与である。安倍晋三が二〇一二年十二月に第二次内閣を発足させて以降、折々に披露された対外政策展開における画期とは、日本が関与すべき「国際協調」の枠組を自ら提示したことにある、二〇一二年十二月に発表された「アジアの安全保障ダイヤモンド」

9 自衛隊の海外活動の履歴については、下掲資料を参照した。

『令和三年版防衛白書』「資料四九 自衛隊が行った国際平和協力活動など」

<https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2021/html/ns049000.html>

10 「『トンガで自衛隊機見られるとは…』 首相ら総出でお出迎え」『産経新聞』(二〇二二年一月二十五日配信)

11 「PKO法を実施させない 田辺誠・社会党委員長」『朝日新聞』朝刊(一九九二年六月十六日付)

構想は、現在に至る QSD（日米豪印四ヶ国戦略対話）の枠組の下地となった。二〇一六年八月に発表された「自由で開かれたインド・太平洋」構想は、ヴェトナム・ダナン APEC（アジア太平洋経済協力会議）の折にドナルド・J・トランプ（当時、米国大統領）麾下の米国政府に受容されることによって、日米両国の共通構想になった。加えて、英仏独各国や EU（欧州連合）は、「インド・太平洋」の政策概念に拠りながら自らの対外戦略を策定した。二〇二一年一月、ジョセフ・R・バイデン（米国大統領）がホワイトハウスの主になって以降に限っても、日本は、米英独仏豪各国にインドネシアを加えた六ヶ国と2+2（外務防衛担当閣僚会合）を開催した。中国の経済隆盛と海洋進出は、日米同盟という「線」ではなく多くの国々との協調という「面」として、日本の安全保障を把握する思考を定着させたのである。

α-2／ 日本周辺の国際環境の変化

第二に、一九九〇年代前葉以降、日本を取り巻く国際安全保障環境は、顕著に変化した。

「冷戦の終結」以降の日本の安全保障に対する脅威として浮上したのは、一九九〇年代前葉以降、独自の核開発とミサイル開発に走った北朝鮮の動向であった。宮澤喜一内閣期、一九九三年三月、北朝鮮は、NPT（核不拡散条約）離脱を宣言し、その翌月にはノドン・ミサイルの発射に踏み切った。細川護熙内閣期、一九九四年四月、北朝鮮は、IAEA（国際原子力機関）脱退を宣言した。橋本龍太郎内閣期、一九九六年四月、橋本龍太郎（当時、内閣総理大臣）とウィリアム・J・クリントン（当時、米国大統領）が連名で発出した「日米安全保障共同宣言」は、日米同盟を「二十一世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎」¹²として定義し直したけれども、そこでは、「朝鮮半島における緊張は続いている。核兵器を含む軍事力が依然大量に集中している。未解決の領土問題、潜在的な地域紛争、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は全て地域の不安定化をもたらす要因である」という情勢認識が記されていた。それは、「日米安保再定義」の動きが何に対する応答であったかを示唆する。一九九七年九月、朝鮮半島有事を想定した政策対応として、「日米防衛協力指針」の改定が行われ、小淵恵三内閣期に入った一九九八年六月、「日米防衛協力指針」関連諸法成立によって、その政策対応には明確な法的根拠が与えられた。そして、翌々月八月、北朝鮮によるテポドン・ミサイル発射は、ミサイル射程圏内に日本列島が入る事実を世に知らしめた。北朝鮮の安全保障上の脅威は、「常態」として定着した。

北朝鮮情勢に加えて、日本の安全保障認識に影響を及ぼしたのは、二〇一〇年代初頭以降、中国の海洋進出に伴う脅威が顕現したことである。菅直人内閣、二〇一〇年九月、尖閣諸島沖で中国漁船が海上保安庁巡視艇に衝突した一件は、その一部始終が映像で公開されたこともあり、世に与える衝撃も大きなものになった。事件直後、ヒラリー・R・クリントン（当時、米国国務長官）は、前原誠司（当時、外務大臣）を前にして、日米安保条約第五条の「米国の対日防衛義務」規定が尖閣諸島に適用される旨、言明した。また、野田佳彦内閣期、二〇一一年九月、尖閣諸島国有化閣議決定後に中国国内で発生した大規模反日デモの様相は、日本における対中感情を顕著に冷却させた。こうした情勢を受けて、九月下旬、野田佳彦（当時、内閣総理大臣）は、国連総会一般討論演説に際して、「平和を守り、国民の安全を保障すること、国の主権、そして領土、領海を守ることは国家としての当然の責務であります。日本も、そのような責務を、国際法に則って、果たしてまいります」¹³と表明した。同じ刻限、クリントンは、玄葉光一郎（当時、外務大臣）を前にして、尖閣諸島防衛に絡む一年前と同じ認識を披露した。日中関係における「寝た」問題であった尖閣諸島摩擦が「起きた」結果、日本は、米豪加各国や西欧諸国を含む「西方世界」と中国の確執における最前線に位置することになったのである。

α-3／ 歴史「和解」の進展

後でも触れるように、日本の「普通の国」脱皮を阻む議論の支えになったのは、第二次世界大戦時に日本内外に甚大な惨禍が招かれたという帝国日本の「失敗の記憶」であった。日本の「普通の国」脱皮が自らのナショナリズム感情を満足させるための政策対応に過ぎなかったならば、それは、特に干戈を交えた米英豪蘭各国の疑念を招いたとしても、全幅の信頼を博するものにはならなかつたであろう。安倍晋

12 「日米安全保障共同宣言－21世紀に向けての同盟－（仮訳）」（一九九六年四月十七日）

13 「第67回国連総会 野田総理による一般討論演説『明日への責任・3つの叡智』」（平成二十四年九月二十六日）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/67_address_pm_jp.html

三が第二次内閣発足以降に収めた成功の所以は、その濃厚なナショナリズム性向とは裏腹に、帝国日本の「失敗の記憶」に居直らない姿勢を徹底させたことにある。

まず、二〇一五年四月、安倍は、米国連邦議会上下両院合同会合の席上、「希望の同盟へ」と題された演説を行った¹⁴。演説中、安倍は、自らの硫黄島メモリアル訪問に言及しながら、「歴史とは実に取り返しのつかない、苛烈なものです。私は深い悔悟を胸に、しばしその場に立って、黙祷を捧げました」と語った。そして、安倍は、「戦後の日本は、先の大戦に対する痛切な反省を胸に、歩みを刻みました。自らの行いが、アジア諸国民に苦しみを与えた事実から目をそむけてはならない」とも語った。演説中、議場の拍手に包まれたのは、議場壇上における新藤義孝（衆議院議員）とローレンス・F・スノーデン（米国海兵隊退役中將）の握手であった。栗林忠道（陸軍大將／第二次世界大戦時、硫黄島守備隊司令官）を祖父に持つ新藤と若き日に硫黄島に参陣したスノーデンの握手は、「熾烈に戦い合った敵は、心の紐帯が結ぶ友になりました」という安倍の演説中の一節を鮮明に伝える演出になったのである。次に、二〇一六年中、バラク・H・オバマ（当時、米国大統領）は五月に広島を訪問し、安倍は十二月に真珠湾を訪問した。オバマと安倍はともに、広島では「希望」を語り、真珠湾では「和解」の意義を強調した¹⁵。「広島原爆投下」と「真珠湾攻撃」は、永らく日米両国の国民感情に刺さった「棘」のようなものであったけれども、オバマも安倍も、そうした「棘」を抜く努力を傾けたのである。

二〇二一年十二月、ジョセフ・R・バイデン（米国大統領）が日米開戦八十年を控えて発出した声明の中では、日本を念頭に置きつつ、「われわれは、われわれの最も暗い刻限を通じて祖国を導き、昔日の仇敵を盟邦に変えた国際システムの基礎を築いた『最も偉大なる世代』に謝意を表する」¹⁶と記された。ロイド・J・オースティン（米国国防長官）もまた、日米開戦八十年の日に発出した声明の中で、「旧き敵は今や最も近い友である」と触れつつ、「われわれは、同盟諸国やパートナー諸国と一緒に、これらの（第二次世界大戦を闘った）英雄達が築いた自由で開かれたインド・太平洋の防衛に参与し続けている」¹⁷と語った。バイデンやオースティンの声明は、第二次世界大戦に絡む「和解」を経た日米関係の現在地を指し示していたといえよう。

米国の他にも、第二次世界大戦時に干戈を交えた国々との関係に際して、「戦争の記憶」は、もはや軍事を含む安全保障上の提携を妨げる障害として作用していない。

二〇二一年六月、バイデンとボリス・ジョンソン（英国首相）は、コーンウォール G7（主要七カ国首脳会議）に先立つ米英首脳会談に際して、八項目から成る「新大西洋憲章」を発表した。「新大西洋憲章」は、ナチス・ドイツに対峙するために第二次世界大戦中に発表された「大西洋憲章」を刷新する意味合い

14 「安倍米国連邦議会上下両院合同会議における安倍総理大臣演説『希望の同盟へ』」（二〇一五年四月二十九日（米国東部時間））

https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/nal/us/page4_001149.html

15 安倍晋三とバラク・H・オバマの「広島・真珠湾の和解」については、下掲の四つの演説を参照した。

「広島訪問 日米両首脳によるステートメント」（二〇一六年五月二十七日）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10992693/www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2016/0527hiroshima.html

Remarks by President Obama and Prime Minister Abe of Japan at Hiroshima Peace Memorial, Hiroshima Peace Memorial, Hiroshima, Japan, May 27, 2016

<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2016/05/27/remarks-president-obama-and-prime-minister-abe-japan-hiroshima-peace>

「米国訪問 日米両首脳によるステートメント」（二〇一六年十二月二十七日）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10992693/www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2016/1227usa.html

Remarks by President Obama and Prime Minister Abe of Japan at Pearl Harbor, Oahu, Hawaii, December 27, 2016

<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2016/12/28/remarks-president-obama-and-prime-minister-abe-japan-pearl-harbor>

16 A Proclamation on National Pearl Harbor Remembrance Day, 2021, DECEMBER 03, 2021

<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/12/03/a-proclamation-on-national-pearl-harbor-remembrance-day-2021/>

17 Statement by Secretary of Defense Lloyd J. Austin III on the 80th Anniversary of the Attack on Pearl Harbor, DEC. 7, 2021

<https://www.defense.gov/News/Releases/Release/Article/2863819/statement-by-secretary-of-defense-lloyd-j-austin-iii-on-the-80th-anniversary-of/>

を持つものと評されるけれども¹⁸、それは、中露両国の動静を念頭に置きつつ、その一方で「ブレグジット」（英国のEU〈欧州連合〉離脱）を経てインド・太平洋方面に回帰しつつある英国の事情に鑑みれば、日本にも機会を与える文書である。というのも、「新大西洋憲章」第一項に示される「民主主義と開かれた社会に係る諸原則、諸価値、諸制度の防衛」¹⁹は、日本にとっても呼応すべき大義であるからである。実際、二〇二二年一月、岸田文雄（内閣総理大臣）とスコット・J・モリソン（豪州首相）が署名した日豪RAA（相互アクセス協定、円滑化協定）の枠組は、日豪安全保障関係を日米同盟に準ずる水準に引き上げるものであるけれども、日英両国でもRAAを結ぶ交渉は、既に二〇二一年十月に始まっている。英豪両国とのRAAが発効すれば、日本は、これらの両国を米国に準ずる「盟邦」として迎えることになるのである。「昔日の仇敵は現今の盟邦である」という言葉は、米国だけではなく英豪両国にも該当するのであろう。

β-1／ 戦後の「風化」、あるいは「戦争の記憶」の相対化

第四に、日本の「普通の国」脱皮を促す国内要因として挙げられるのは、戦後の「風化」と評すべき現象である。第二次世界大戦終結時点で二十歳前後であった世代は、一九九〇年代中葉時点で七十歳前後に達し、既に社会の第一線を退いていた。日本の「普通の国」脱皮が模索された過去三十年の歳月は、「戦争をリアルに知る世代」が続々と退場した時代であったのである。

こうした趨勢の中では、「戦争の記憶」に根差した「平和主義」論調は、観念論としての趣きの濃いものに変質した。戦後日本の「平和主義」論調は、「戦前の亡霊」を持ち出しつつ、「軍事」忌避の感情を前面に出した議論を一つのコロラリーにしていたけれども、そうした議論の説得性や影響力は、顕著に後退した。自衛隊に対する世の印象の劇的な変化は、そうした議論の退潮を反映している。

一九九四年七月、村山富市内閣は、「自衛隊合憲・日米安保体制堅持」を表明した。片山哲以来の社会党首班内閣を率いた村山富市（当時、内閣総理大臣）は、社会党に自由民主・新党さきがけ両党を加えた三党連立内閣の枠組を維持するためとはいえ、「自衛隊『違憲合法』論」に象徴される社会党の従来方針を転換させる断を下した。ただし、村山内閣期、軍事を含む安全保障に対する人々の意識に影響を及ぼしたのは、一九九五年一月に阪神淡路大震災、そして三月に地下鉄サリン・テロ事件が相次いで発生し、有事対応における「不作為」が何を招くかが露わになった事実である。前に触れた海外での国際平和協力活動や国際緊急援助活動に併せ、平成期を通じて日本国内で頻発した自然災害を前に展開された災害救助活動の積み重ねは、自衛隊の役割に対する国民各層の期待と認知を定着させた。こうした自衛隊の役割に対する期待や認知の定着を背景にしてこそ、自衛隊を所管する官庁としての防衛省は、安倍晋三第一次内閣期の二〇〇七年一月、内閣府外局としての防衛庁から昇格し発足した。自衛隊が日本社会の中で「継子」や「日陰者」のように扱われた時節は、遠くに去ったのである。

これに関連して、読売新聞は、一九九四年十一月以降、二〇〇四年に至るまで、「憲法改正試案」を三次に涉って発表した。読売新聞「憲法改正試案」では、日本の「軍隊」の位置付けは、「日本国は、自らの平和と独立を守り、その安全を保つため、自衛のための組織を持つことができる」²⁰と記された。日本の大手メディアの一角を占める読売新聞の「提言」は、それ自身が軍事忌避の風潮における後退の相を表したのである。

2. 3 「普通の国」への抵抗—ブレーキ要因

もっとも、日本の「普通の国」脱皮を阻む「ブレーキ要因」もまた、過去三十年の日本の政治選択や社会の空気の行方に確かな影響を及ぼしてきた事実は、確認されなければならない。この「ブレーキ要因」もまた、以下に挙げる四つを示すことができる。

18 「中ロ対抗へ『新大西洋憲章』、米英が80年ぶり刷新 民主主義に危機感」『日本経済新聞』（二〇二一年六月十一日配信）

19 「新大西洋憲章」は、英国政府ウェブサイト上の下掲資料に拠る。

New Atlantic Charter and Joint Statement agreed by the PM and President Biden, From Prime Minister's Office, 10 Downing Street and The Rt Hon Boris Johnson MP, Published, 10 June 2021

<https://www.gov.uk/government/publications/new-atlantic-charter-and-joint-statement-agreed-by-the-pm-and-president-biden>

20 「読売憲法改正試案全文」(一九九四年一月発表)

<https://info.yomiuri.co.jp/media/yomiuri/feature/kaiseishian.html>

α-1/ 「周辺諸国の警戒」の虚実

第一に、日本の「普通の国」脱皮を阻む海外要因として挙げられるのは、「アジア近隣諸国の警戒や懸念」である。

一九九五年八月、村山富市が第二次世界大戦終結半世紀の機に発した「村山談話」には、「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました」²¹と記される。帝国日本の記憶に結び付いた「軍国主義の復活」や「戦前の亡霊」といった言辭が説得性を保つ限り、アジア近隣諸国、特に中国や朝鮮半島からの警戒や懸念は、日本が「普通の国」に脱皮し、軍事を含む対外関与を広く展開しようとした際には、その自省を促す「ブレーキ要因」として作用したのである。

一九九二年六月、国連平和協力法成立直後、アジア近隣諸国から発せられた反応には、そうした警戒や懸念が明白に表れていた。事実、『朝日新聞』記事（一九九二年六月十六日付）は、国連平和協力法成立を受けたシンガポール外務省報道官の反応として、「中国、朝鮮半島、東南アジアが、日本の軍国主義について、深刻で苦痛に満ちた記憶を持っているのは歴史的事実。これらの国々は、日本に対し、軍事パワーになるのを遠慮し続けてもらいたいと願うだろう」²²という発言を伝えている。また、この記事は、インドネシア有力タ刊紙『スアラ・プンバルアン』が「第二次大戦中、日本の軍国主義に苦しめられた東アジア、東南アジアの国々の人々に対して理解を得るため、十分な説明をすべきだ」と報じたことを伝えている。「村山談話」は、そうした警戒や懸念に対する日本からの応答であったのである。

ただし、アジア近隣諸国の懸念という「ブレーキ要因」は、特に二〇一〇年代以降、その効果を顕著に減衰させた。南シナ海・東シナ海への中国の海洋進出に伴って対中「脅威」認識が定着している中では、中国からの対日懸念を慮って安全保障政策上の努力を手控える姿勢は、もはや理に合わないものになった。また、日韓慰安婦合意に絡む顛末が示すように、歴史認識を事由とする韓国の執拗な対日批判は、対韓「陰悪」関係の様相を膠着させた。韓国の対日批判の意図が対日「和解」の成就ではなく様々な領域での対日「優位」の担保にあるという理解は、日本において広まったのである。二〇二二年一月、岸田文雄は、ジョセフ・R・バイデンとのヴァーチャル協議の席上、南シナ海・東シナ海における中国の動きに反対を言明しつつ、台湾有事という事態をも念頭に置き「国家安全保障戦略」を改定する方針を表明した。趙立堅〈中国外務省副報道局長〉は、この日米両国の動きを前にして、「中国に理由のない中傷攻撃を行い、乱暴に内政干渉した」²³と反発を示した。そして、岸田は、韓国からの反発を押し切る体裁で、「佐渡金山の世界文化遺産登録」に係る申請方針を打ち出した。日本の対外政策展開の文脈では、特に中韓両国に対する「配慮」は、もはや重きを置かれなくなったのである。

β-1/ 憲法第九条「護憲・平和主義」の信条

第二に、日本の「普通の国」脱皮を阻む国内要因の筆頭として挙げられるのは、憲法第九条に裏付けられた「護憲平和主義」の信条である。この信条は、日本政治の世界では、日本社会党やその後嗣諸党、あるいは共産党といった「革新・進歩・リベラル・左派」政治勢力によって体現されてきた。前節で触れた二〇二一年衆議院議員選挙における「野党共闘」樹立の模索は、共産主義や社会主義といった政治イデオロギーというよりは、その信条の擁護を「共通の認識」にしていたといえる。ただし、「革新・進歩・リベラル・左派」政治勢力は、現在でも続く自由民主党一党優位の政治構造の下では大凡、「抵抗」勢力としての役割に終始した。次節でも触れる「踊る阿呆に観る阿呆」の言葉に拠るならば、「踊る阿呆」が集まる政治の世界では、憲法第九条「護憲平和主義」信条の影響力は誠に限られたものであった。

憲法第九条「護憲平和主義」が然るべき影響力を示すことができたのは、「観る阿呆」が集まるジャーナリズムやアカデミズムの世界であった。ジャーナリズムやアカデミズムの世界から折々に発せられた

21 「戦後50周年の終戦記念日にあたって」(一九九五年八月十五日)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/07/dmu_0815.html

22 「歓迎・懸念、割れる各国 自衛隊派遣、注視の構え PKO 協力法成立」『朝日新聞』朝刊（一九九二年六月十六日付）

23 「中国、日米首脳協議を批判『乱暴に内政干渉』 トーンは抑制、緊張緩和を意識か」『日本経済新聞』（二〇二二年一月二十四日配信）

「平和主義」言説、あるいはそのコロラリーとしての「軍事忌避」風潮に拠る言説は、戦後日本社会で繰り返し想起された「戦争の記憶」と共鳴して、世論の動向に影響を及ぼし続けた。たとえば、アカデミズムの世界では重要な位置を占める日本学術会議は、「軍事的安全保障研究に関する声明」（二〇一七年三月発出）に至る三度の声明の中で、「アカデミズムの軍事研究への不関与」を表明したけれども、その裏付けになったのは、「科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念」²⁴であった。この「軍事忌避」論理に拠る日本学術会議声明には、「平和のときに戦争を研究し、戦争のときに平和を説くのが、真の知識人の任務である」²⁵という永井陽之助（政治学者）の指摘に従えば、「任務放棄や責任回避」の匂いが濃厚に漂っている。こうした任務放棄や責任回避が、アカデミズムの権威の下で実質上、容認されてきた事実こそ、戦後日本の「知的空間」における歪みが表れているのである。

もっとも、特にアカデミズムと軍事・安全保障研究の断絶は、一九九〇年代以降の三十年の歳月の中で着実に是正された。たとえば「地政学（geopolitics）」の言辞や概念は、ナチス・ドイツに寄り添ったカール・エルンスト・ハウスホーファー（地理学者）の事績に示されるように、「地理学上の概念や思考が戦争遂行に深く関与した」事情を反映して、戦後日本では永らく忌避の対象になっていた。日本が「普通の国」脱皮への模索を始める直前の一九八〇年代中葉、「地政学」を説明する書は、曾村保信（外交史家）が著した『地政学入門』を含めても僅かにしか刊行されていなかった。人文地理学の界限では、「地政学」とは、「社会の潮流に乗り過ぎて失敗を犯してしまった忌々しい過去」²⁶を反映するものであったのである。そして、二十一世紀に入って二十年も経った現今、「戦争の記憶」に結び付いていたはずの「地政学」の言辞や概念は、既に広く人口に膾炙したものになっている。政治学の界限からも、「地政学」の言辞を被せた書は、世に続々と送り出されている²⁷。「地政学」の言辞や概念に寄せる印象や評価の変転は、それ自体がアカデミズムと軍事・安全保障研究の「距離」を反映するものであったけれども、その「距離」は明らかに近いものになっている。これもまた、憲法第九条「護憲平和主義」信条や「軍事忌避」風潮における相対化、あるいは退潮の一つの相である。

β-2／「生活保守主義」の情緒

第三に、憲法第九条に結び付いた「護憲平和主義」以上に「普通の国」脱皮を阻む国内要因として作用したのは、第二次世界大戦後に「平和と繁栄」が実現される過程で日本社会に定着した「生活保守主義」の情緒であった。吉田茂が布いた「軽武装・経済優先」路線は、戦後の経済復興の要請に応じた政策対応であったとはいえ、それは、自由民主党が永らく踏襲した政策路線の基調になった。この「軽武装・経済優先」路線の上に披露された「福祉」価値重視の政策展開は、経済発展の果実に併せ、国民各層に「生活保守主義」情緒を凝着させたのである。田中角栄は、そうした「福祉」価値重視の政策展開を半ば専一のように披露し、その政策展開の手法を象徴的に表した政治肖像である。

「生活保守主義」情緒は、「平和と福祉の党」としての公明党の位置にも反映される。「生活保守主義」情緒は、「護憲平和主義」に絡む半ば観念的な信条とは異なり、「命あつての物種」、「花より団子」の庶民感情を反映させたものであったけれども、その庶民感情に密着し続けたのが、公明党という政党であった。一九九〇年代中葉、自由民主、社会、新党さきがけ三党連立に拠る村山富市内閣に対峙していた最大野党としての新進党内では、村山内閣に対する代案としての安全保障論議が展開された。そこでは、小澤一郎

24 日本学術会議、「軍事的安全保障研究に関する声明」（二〇一七年三月二十四日発出）

<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/gunjianzen/index.html>

25 永井陽之助、『平和の代償』（中央公論社、一九六七年）、二二二頁

26 下掲論稿に紹介された香川高志（人文地理学者）の見解に拠る。

柴田陽一、「日本における訳語『地政学』の定着過程に関する試論・補遺」『空間・社会・地理思想』（二二号、二〇一九年）、一七—二八頁

http://www.lit.osaka-cu.ac.jp/geo/pdf/space22/22_02.pdf

尚、人文地理学の観点からの「地政学」評価については、下掲文献を参照した。

高木彰彦、『日本における地政学の受容と展開』（九州大学出版会、二〇二〇年）

27 二〇二二年時点で政治学から出された直近の「地政学」文献としては、下掲のものを参照した。

『新しい地政学』（北岡伸一・細谷雄一編、東洋経済新報社、二〇二〇年）

『西太平洋連合のすすめ 日本の「新しい地政学」』（北岡伸一編、東洋経済新報社、二〇二一年）

(当時、新進党代表)や愛知和男(当時、新進党政審会長)が主導する体裁で、集团的自衛権行使の許容を軸とした政策代案が検討された。ただし、こうした新進党内論議は、結局のところは実を結ばなかった。既に内閣総理大臣職を務めた細川護熙や羽田孜だけではなく、新進党内公明党出身議員を含む党内の大勢は、こうした「普通の国」脱皮に向けた政策志向を肯んじなかったのである²⁸。にもかかわらず、自由民主、自由両党連立に拠る小渕恵三内閣期、「日米防衛協力指針」関連諸法の審議の折には、公明党は、地域振興券給付に係る自らの政策を受け容れさせる代わりに、その成立を後押しした。それは、二十一世紀に入って以降、自由民主党内閣を補完し続けた「平和と福祉の党」の実相であった。

「生活保守主義」情緒の定着は、「福祉」価値優先の政策展開を歴代内閣に期待した。『朝日新聞』がSARS2ウイルス・パンデミック到来の前年、二〇一八年五月に実施した世論調査の結果に拠れば²⁹、安倍晋三(当時、内閣総理大臣)に対する政策期待の上位に挙がっていたのは、「景気・雇用」、「高齢者向け社会保障」、「子育て支援」といった案件であった。安倍が紛うことなき実績を残した「外交」や「安全保障」、あるいは彼が政治家としての熱意を入れた「憲法改正」といった政策案件に対する期待は低かった。こうした政策案件は、「第五の車輪」としての性格を持つものであり、「生活保守主義」情緒の裏付けとなる普段の生活の要請には応えるものではなかったからである。自由民主党が二〇二一年衆議院議員選挙に際して発表した政権公約集「令和三年自民党政策 BANK」には、「NATO 諸国の国防予算の対 GDP 比目標(2%以上)も念頭に、防衛関係費の増額を目指します」³⁰と記される。それは、NATO(北大西洋条約機構)が加盟諸国に対して国防費対 GDP(国内総生産)比率を二〇二四年までに二パーセント以上に高める目標を掲げている事情に呼応したものである。ただし、この自由民主党の公約が実現される際には、国民各層に凝着した「生活保守主義」情緒を前にすれば、頑強な抵抗が示されよう。それは、日本が「普通の国」脱皮を成就させた後、その安全保障政策を万全に展開する際には、乗り越えなければならない「ハードル」になるであろう。

β-3/ 「威信」価値偏重のナショナリズム言説

第四に、国内「ブレーキ要因」の補足として指摘しておかなければならないのは、「威信」価値偏重のナショナリズム言説である。「威信」価値偏重のナショナリズム言説とは、対米関係を含む対外関係、あるいは歴史認識を含む対外政策案件に際して、日本の「国家としての威信」や「自主独立の立場」を過剰に強調する言説のことである。軍事を含む様々な領域で対外関与の幅を拡げ、それ故に憲法改正という過程を経ることも躊躇しないという「普通の国」脱皮論の志向は、こうしたナショナリズム言説の志向とは、一定の程度まで重なり合っていた。前に触れた憲法第九条「護憲平和主義」信条が強い影響力を保った戦後日本のジャーナリズムやアカデミズムの了解の下では、これらの言説はともに、「保守・右派」言説として一括りにして語られてきたのである。

ただし、日本の民族主義感情に根差した「威信」価値偏重言説は、「普通の国」脱皮に際して前提となる「実践的な安全保障論議の展開」と「広範な国民合意の形成」には、明白な支障を来すものであった。そうした「威信」価値偏重言説の典型事例が、一九八〇年代初頭に清水幾太郎(社会学者)によって披露されたような「日本核武装論」であった。核武装の選択によって「国家としての威信」や「自主独立の立場」が担保されると想定した「日本核武装論」は、日米安保体制やNPT(核不拡散条約)体制との兼ね合いという観点からも、「実践的な安全保障論議の展開」には寄与しなかった。また、それは、「唯一の被爆国」としての国民感情の観点からも、「広範な国民合意の形成」には相容れなかった。「日本核武装論」に代表される「威信」価値偏重言説は、福澤諭吉の言葉にある「世間の人気に投ず可き壮快の説」の類にしかならなかったのである。

加えて、こうした「威信」価値偏重言説の位置を考える際の材料になるのが、安倍晋三という政治家に対する評価の変化である。安倍は、第一次内閣時には、『戦後レジーム』からの脱却を唱え、内外から

28 「憲法解釈が焦点 集团的自衛権、党内意見の集約微妙 新進党調査会」『朝日新聞』朝刊(一九九六年五月十五日付)

29 「憲法世論調査—質問と回答(3月14日~4月25日)」『朝日新聞』朝刊(二〇一八年五月二日配信)

30 自由民主党、「自民党政策 BANK 令和三年版」(二〇二一年十月発表)

https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/pamphlet/20211011_bank.pdf

「歴史修正主義者」という批判や疑念を招いた。けれども、安倍は、第二次内閣以降には、自由・民主主義・人権・法の支配といった「普遍的な価値意識」の擁護を様々な国際政治場裡で徹底して唱え、「リベラル国際秩序の守護者」という評価を博した。安倍における評価の変化は、それ自体が『戦後レジーム』からの脱却」という言辭に反映された「威信」価値偏重認識の限界を暗示していた。そもそも、戦後生まれにして最初に宰相の座に就いた「戦後の子」である安倍が、「『戦後レジーム』からの脱却」を唱えたこと自体が、「地に足がつかない」印象を世に与えるものであったのである。既に触れたように、憲法第九条「護憲平和主義」信条が、第二次世界大戦における「惨禍の記憶」に拠っていたとすれば、「威信」価値偏重言説は、戦争やその後の占領における「敗北と屈辱の記憶」に拠っていたのであるといえる。そして、それらは、何れもが戦後の年月の中でフェード・アウトしていくものであった。

日本の「普通の国」脱皮は、憲法前文にある「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたい」という動機に対して、具体的な政策上の「型」を与えていくための過程に過ぎない。仮に日本が「普通の国」脱皮を成就させた後、問われることになるのは、自由や民主主義を旨とする「国際協調」の文脈で、どのように関与していくかということではかない。そのことは、「威信」価値偏重のナショナリズム言説との対比で、誤解されてはならない「普通の国」脱皮の根本条件である。

2. 4 「戦略リアリズム」の意味

以上に検証したように、日本の「普通の国」脱皮に向けた条件は、既に揃えられている。朝鮮半島情勢や台湾情勢に絡む「有事」が日本の安全保障に直接の影響を及ぼす事態を招くならば、その脱皮は、燎原に火が放たれるがごとく一挙に成就しよう。

一九八〇年代半ば、「冷戦の終結」前夜の日本の安全保障論議を彩ったのは、永井陽之助（政治学者）が提起した「戦略リアリズム」に絡む論争であった。「自衛隊合憲／日米同盟」論と「自衛隊違憲／非武装中立」論が相克した神学的な安全保障論議が永く続いた後、この「戦略リアリズム」論争は、対米同盟を所与の前提にした上で、その「協力的手段や共同戦略」³¹の中身を問う実践的な安全保障論議の幕を開いた。永井は、往時の対ソヴィエト連邦牽制を念頭に置き、宗谷・津軽・対馬三海峡封鎖やシーレーン防衛のような軍事色の濃い協力に踏み込むことを説く岡崎久彦（外務官僚）らの議論を「軍事的リアリスト」と呼び、経済・情報・文化を含む総合的な見地からの協力を説く自らの「政治的リアリスト」の議論に対比させたのである。

「冷戦の終結」から三十年の年月が経ち、二〇二〇年代に入った現時点から振り返る限りは、日本が「普通の国」脱皮を模索した年月の中で優越したのは、実は永井が批判した「軍事的リアリスト」の思考や主張であったといえよう。湾岸戦争やイラク戦争への対応から、朝鮮半島情勢、そして東シナ海・南シナ海における中国の海洋進出への対応に至るまで、日本が問われたのは、対米同盟の運営に際して軍事に係る「究極的手段」を提供できるかということであった。そうした「究極的手段」の提供を手控える姿勢に依っては、同盟における「信頼性」は、結局のところは担保されないのである。「セプテンバー・イレヴン」やイラク戦争開戦の機に、それぞれ対米連帯声明や対米支持声明を発することで一貫して米国に寄り添う姿勢を示した小泉純一郎内閣でさえ、「地上のブーツ」、即ち紛争地に陸上自衛隊部隊を派遣する「具体的な行動」が求められた事実上、「言葉」と「行動」との間に横たわる懸隔を示している。永井が披露した『軍事に過重な力点を置かない』政治的リアリスト」の議論は、過去三十年における日本の「普通の国」脱皮への模索が対米同盟を盤石にするという要請に応えようとしたものであるならば、その「時代の要請」には、決して応え切れるものではなかったのである。

寧ろ日本の「普通の国」脱皮が成就した後でこそ、永井が示そうとした「政治的リアリスト」の思考を日本社会に定着させることは、安全保障の観点からは大事な意味を持つ。日本の「普通の国」脱皮が模索された過去三十年の年月において拍車が掛かったのは、安全保障に絡む議論が軍事だけではなく経済・情

31 永井陽之助、『現代と戦略』（文藝春秋、一九八五年）、二六頁

報・文化を含む他の領域との絡みで展開される趨勢である。近年でも、「サイバー空間」における宣伝工作や虚偽情報への対応は、それ自体が安全保障政策の文脈で取り組むべき課題になっている。また、岸田文雄内閣発足に際して経済安全保障担当大臣職が新設された事実象徴的に示されるように、「安全保障」と「経済」は、互いに峻別できる政策領域であるとは既に認識されなくなっている。こうした安全保障政策領域の拡張が日本社会に要請しているのは、軍事を含めて「一つや二つの要件」に安全保障論議を還元させずに、幅広い総合的な見地から思考する姿勢の定着である。そうした決して単純ではない思考の定着を受け容れられるかが、日本の政治一般、あるいは日本の民主主義体制の課題なのである。日本にとっては、「普通の国」脱皮は、自らの民主主義体制の質を振り返る機会になるのであろう。

3. 「普通の国」と日本「民主主義」の現状

前節で指摘したように、日本の「普通の国」脱皮に向けた環境は、客観的に確実に整えられつつある。ただし、日本の「普通の国」脱皮という事態は、第二次世界大戦の三四半世紀、日本が眼を背けてきた問いに向き合わなければならなくなることを意味する。それは、「日本の民主主義は、『怪獣』を飼い馴らすか」という問いである。

3. 1 「怪獣を飼い馴らす」技藝としての政治

トーマス・ホブズが著した『リヴァイアサン』に触れるまでもなく、国家という枠組には、「獐猛な怪獣」としての比喩が永らく与えられてきた。マックス・ウェーバーも、「ある一定の領域の内部で…正当な物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する人間共同体」³²という有名な定義を与えている。ウェーバーは、講演録『職業としての政治』中、この国家の定義を披露しつつ、政治家の「天職」の意味を説いた。ウェーバーが政治家の資質として説いた「結果責任」への姿勢とは、ニコロ・マキアヴェッリ以来の政治思惟を踏まえるならば、この「暴力の行使」、即ち「獐猛な怪獣」を飼い馴らすという「結果」に絡むものである。実際、マキアヴェッリが「近代政治学の祖」としてだけではなく「近代戦略思想の源流」としても語られるという事実は³³、凡そ政治に絡む思考が「怪獣を飼い馴らす」関心、即ち軍事・安全保障といった政策領域における対応を賢明に行うという関心に結び付いている事情を暗示する。故に、ウェーバーが世を去って僅か十年にしてアドルフ・ヒトラーの擡頭を許し、第二次世界大戦に傾れ込んだドイツの軌跡は、この「怪獣を飼い馴らす」難事に失敗した事例であると説明できる。

日本の「普通の国」脱皮の是非に絡む議論を分かちつものは、この「怪獣を飼い馴らす」姿勢への評価である。それは、喩えていえば、「怪獣」は「檻」に閉じ込めておくべきか、あるいは「檻」から出して飼い馴らすべきかという議論である。「普通の国」脱皮ネガティブ論は、「檻」は「檻」に閉じ込めておくことを唱えてきた。この暗喩における「檻」に仮象されるのが、憲法第九条に代表される諸々の法制度なのである。この「檻」を補強したのが、第二次世界大戦時の「記憶」に根差した「平和主義」感情である。加えて、こうした議論に反映されるのは、永年、自由民主党に類する「保守・右派」政治勢力に政権を委ねてきた日本民主主義には、そうした「飼い馴らし」は出来ないという不信の感情である。二〇一五年の平和安全保障法制審議の落着後、長谷部恭男（憲法学者）が披露した「法律の現実を形作っているのは法律家共同体のコンセンサスです。…国民には、法律家共同体のコンセンサスを受け入れるか受け入れないか、二者択一してもらえないのです」³⁴という見解には、そうした不信の感情が色濃く反映されている。要するに、それは、「獐猛な怪獣」は、一般国民、あるいはそれを代表する政治家が『飼

32 マックス・ウェーバー、『職業としての政治』（脇圭平訳、岩波文庫、一九八〇年）、九頁

33 マキアヴェッリの近代戦略思想上の位置については、下掲文献を参照した。

『現代戦略思想の系譜—マキアヴェッリから核時代まで』（ピーター・パレット編、防衛大学校戦争・戦略の変遷研究会訳、ダイヤモンド社、一九八九年）

『戦略論大系(13) マキアヴェッリ』（戦略研究会編、石黒盛久編著、芙蓉書房出版、二〇一一年）

34 「(考論 長谷部×杉田) 平和主義守るための改憲、ありえるか」『朝日新聞』朝刊（二〇一五年十一月二十九日付）

い馴らす』には手に余る代物なのであるから、法務官僚や法律学者から成る『法律家共同体』が管理する『檻』に閉じ込めておくべきである」という議論なのである。篠田英朗（国際政治学者）は、長谷部に代表される日本憲法学主流の議論における「独善性」³⁵を批判している。片や、「普通の国」ポジティブ論は、「『怪獣』は適宜、『檻』から出して外で飼うべきである」と唱える。前に触れた平和安全保障審議に際して、国際政治学者の中にポジティブ論が優越したのは、それが変転する国際情勢への応答であるからである。

こうした日本の「普通の国」脱皮に絡むネガティブ論とポジティブ論の相克は、第二次世界大戦後、自衛隊や日米安保体制の評価に絡んで繰り返されてきた永き論争の残滓である。一九九四年七月、村山富市（当時、内閣総理大臣）が「自衛隊合憲・日米安保体制堅持」を表明した後でさえ、この残滓が一掃されなかったことが、そもそもの問題である。

振り返れば、一九五五年以降、自由や民主主義を共通信条とする「西方世界」諸国の中でも異形な「一党優位体制」を出現させてきた日本政治の風景は、「二日酔いで平然と土俵に入る横綱」と「稽古を忘れた平幕」の相撲に喩えられるものであった。一九九〇年代中葉と二〇一〇年前後の僅かな時期を除けば、自由民主党に類する「保守・右派」政治勢力が一貫して政治権力を掌握したのは、彼らが「稽古」、即ち時々国際政治環境に応じて「怪獣を飼い馴らす」努力を続け、その「責任」を曲がりなりにも引き受けようとしたからである。片や、日本社会党やその後嗣諸党を含む「革新・進歩・リベラル・左派」政治勢力は、そうした「稽古」を厭い、その「責任」から免ぜられた故に、「平和」に絡む建前に耽ることができた。結局のところは、彼らは、前に触れたウェーバーによる政治の定義に従えば、政治とは程遠い「疑似政治」、「似非政治」の類に走ったのである。そして、「革新・進歩・リベラル・左派」政治勢力は、そうした「疑似政治」、「似非政治」の姿勢によってこそ、政権掌握への道程を自ら遠いものにした。「政治」と「疑似政治」、「似非政治」とが対峙すれば、その帰結は自明になる。彼らが政権掌握に漕ぎ着けたのは、特に自由民主党における「二日酔い」、即ち政治醜聞や安直な政治姿勢が国民各層から批判を浴びた「偶然の折」であった。イラク戦争時にトニー・ブレア（当時、英国首相）を首班とした内閣を組織していた英国労働党を筆頭として、フランス社会党やドイツ SPD（社会民主党）のように、「怪獣を飼い馴らす」労苦を忌避しなかった欧州諸国の「革新・進歩・リベラル・左派」政治勢力に比べれば、日本の様相は、際立った対照を成していよう。

「怪獣を飼い馴らす」労苦や緊張感への意識に裏付けられない民主主義の水準は、どの程度のものであるか。それは、日本民主主義の現状を検証する際には、折々に踏まえられるべき視点である。

3. 2 「怪獣を飼い馴らす」ための二つの前提

それでは、日本の民主主義体制の下、「怪獣を飼い馴らす」ためには、どのような前提が踏まえられなければならないか。その条件は、概ね次に挙げる二つになる。

i 「国家の役割」の直視

第一は、「鷹揚なサンタクロース」ならぬ「獐猛な怪獣」としての国家の本質を直視する姿勢を日本社会で定着させることである。たとえば、二〇一九年十二月以降、世界を覆った SARS2 ウィルス・パンデミックの下では、日本政府に期待されたのは大方、国民各層に様々な便益を提供する「鷹揚なサンタクロース」としての対応であった。それは、具体的には、持続化補助金の給付、「特別定額給付金」や「臨時特別給付金」という名目の十万円給付、ワクチン無料接種の提供といった政策対応であった。他面、英国やイタリアのような欧州諸国で実施されたように、パンデミックに際しては、「都市封鎖」措置を根拠付ける有事対応法制の整備、即ち人々の自由や権利を一次的にせよ制限する政策対応が要請されるものであるけれども、そうした法制上の枠組を整備する機運は、盛り上がらなかった。二〇二〇年四月、安倍晋三（当時、内閣総理大臣）がパンデミック第一波の到来に際して、「海外で見られるような都市封鎖、ロックダウンを行うものではなくありません。そのことは明確に申し上げます」³⁶という認識の下で緊急事態

35 篠田英朗による戦後日本憲法学批判については、下掲文献を参照した。

『ほんとうの憲法』（ちくま新書、二〇一九年）

36 「新型コロナウイルス感染症に関する安倍内閣総理大臣記者会見」（二〇二〇年四月七日）

宣言を発出して以降、安倍と菅義偉の二代の内閣下で採られた政策対応は、国民各層に様々な活動に際しての「自粛」を要請するという手法に終始した。日本政界では濃厚なタカ派色を以て語られた安倍でさえ、パンデミックのような有事に際しても、「獐猛な怪獣」としての国家の相貌を国民各層に向けなかった事実こそ、日本における国家認識の一端が暗示される。ただし、国民各層の「公德心」を待みにして法的根拠を曖昧にした政策対応が繰り返されることは、民主主義体制の根源的な要素としての「法の支配」原則の基盤を侵食する。それは、政治における責任を曖昧にしつつ、稀薄にするのである。二〇二一年十二月十六日、玉木雄一郎（国民民主党代表）は、衆議院憲法審査会の席上、「危機において国家にどこまで力を持たせるかというルール作りは国民投票を必要とする憲法（改正）がふさわしい」³⁷と語ったのに続き、自らのツイッター上で「緊急事態条項自体が危ないのではなく、まともな緊急事態条項がない中、曖昧なルールの下で憲法上の権利が制限されうる状態こそが危ないのだ」³⁸と発信している。玉木の一連の発言は、「怪獣を飼い馴らす」際に踏まえらるべき前提認識を示している。

ii 「怪獣を飼い馴らす」目的に絡む合意の形成

第二は、「怪獣を飼い馴らす」のは何を目的としているのかについての「共通の認識」を日本社会に定着させることである。「怪獣を飼い馴らす」政策枠組が位置するのは、軍事や治安維持を含む広い意味の安全保障政策領域であるけれども、高坂正堯（国際政治学者）は、遺稿中で安全保障の目的を次のように指摘している。「安全保障は決して人生とか財産とか領土といったものに還元されはしない。日本人を日本人たらしめ、日本を日本たらしめている諸制度、諸慣習、そして常識の体系を守ることが安全保障の目標なのである」³⁹。凡そ、一般的には、安全保障の目的は、「国民の生命・身体・財産」の保護にあると説かれるけれども、人々は高々、他人の生命や財産を護るだけのために自らの命を張ることはできない。安全保障の最前線に立つ軍務官や警察官にそれができるのは、彼らの職務がそれぞれの国々の「真善美」の価値の基準を護ることに結び付いているからである。高坂が指摘した「その国をその国たらしめている諸制度、諸慣習、常識の体系」は、それぞれの国々の「真善美」の価値の基準を反映しているのである。米国ならば、その「諸制度、諸慣習、常識の体系」の根幹を成すのは、自由や民主主義に絡む「建国の理念」であろうし、英国ならば、それを反映しているのは、王室や国教会を頂点とする「英国の国制」であろう。フランスならば、それは、フランス語に代表されるフランス文化や「革命の理念」になろう。そして、日本において護持されるべき「緒制度、諸慣習、常識の体系」とは、日本語に代表される日本文化であり、皇室を推戴する立憲君主国家としての「日本の国制」である。加えて、日本の「普通の国」脱皮が特に「西方世界」諸国との協調を担保するものである限りは、自由・民主主義・人権・法の支配といった「普遍的な価値意識」もまた、その「諸制度、諸慣習、常識の体系」を成すものになる。近年、ミャンマーや中国・新疆ウイグル自治区での人権状況を前にして、日本政府の対応が「西方世界」諸国の中でも際立って腰の引けたものであるという指摘は、既に折々に出されている。こうした「普遍的な価値意識」の擁護に際しての煮え切らない姿勢は、日本の「普通の国」脱皮後の立場に不都合を生じさせるであろう。

3. 3 「責任」を明確にした政治風土の実現に向けて

前節で指摘した二つの前提認識を踏まえて、「『怪獣』を飼い馴らす」責任の所在を明確にした政治風土を実現させ、それに応じた制度を構想し、樹立しておくことは、日本の民主主義体制における課題の本質である。日本にとっては、第二次世界大戦の敗北と帝国瓦解の因は、「怪獣」それ自体ではなく、「『怪獣』を飼い馴らす」という難事に失敗したという一事にある。然るに、第二次世界大戦後、日本が真っ先に手掛けた政策対応は、被占領下にあったとはいえ、「怪獣」を具体的に体現する行政組織としての陸海両軍

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11547454/www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0407kaiken.html

37 「与党・国民、緊急事態条項の議論主張 立民「改憲ありきに反対」一岸田政権初の衆院審査会」『時事通信』（二〇二一年十二月十六日配信）

38 玉木雄一郎ツイッター上の発信（二〇二一年十二月十六日）

<https://twitter.com/tamakiyuichiro/status/1471397126995591173>

39 高坂正堯、「二一世紀の国際政治と安全保障の基本問題」『高坂正堯著作集 第三巻』（高坂正堯著作集刊行会、都市出版、一九九九年）、六五六頁

や内務省を解体することであった。要するに、「怪獣」に総ての責任を被せて思考停止したのが、戦後日本の実相である。こうした「『責任』を明確にした政治風土」の実現を念頭に置く場合、「普通の国」としての日本の民主主義に対して設定されたアジェンダは大凡、次の三つである。

i 政権交代を平常とする政治風土の定着

特に一九九〇年代前葉以降、日本政治の風景を彩ったのは、「政権交代可能な二大政党制度」の樹立への模索であった。この模索は、二〇〇九年以降の民主党内閣三代の執政が頓挫した後、安倍晋三の長期執政を経て、明らかに挫折した。現今の日本政治の様相は、その論評のニュアンスに幾分の差異があっても、「新・五五年体制」や「ネオ五五年体制」と呼ぶに相応しいものであろう。ただし、日本の「普通の国」脱皮の後では、「政権交代を平常とする政治風土」の定着に向けた模索は確実に再開され、相応の成果が出されなければならない。それは、「普通の国」脱皮の後でこそ、安全保障政策展開を含めて、執政に伴う結果に対する「責任」は絶えず追及されなければならないということの意味する。仮に「怪獣を飼い馴らす」政策対応に失敗した後でも権力掌握を続けられるということになれば、それは、権威主義体制下の国々の様相と然程、変わらなくなるからである。

「政権交代を平常とする政治風土」の下では、前に触れた力士の喩えでいえば、「二日酔いで平然と土俵に入る横綱」と「稽古を怠る平幕」の相撲の風景は、退場させられなければならない。日本の「普通の国」脱皮は、「二日酔いで平然と土俵に入る横綱」としての自由民主党が永き政権運営に伴う「惰性」や「安直」から脱するのは無論、社会民主党や立憲民主党に類する「稽古を怠る平幕」としての日本社会党後嗣諸党が日本政治の「土俵」から去ることを要請するであろう。振り返れば、「普通の国」の概念を打ち出した小澤一郎は、一九九〇年代前葉以降の日本政治の世界で「政権交代可能な二大政党制度」の樹立への模索を主導した政治家であったけれども、彼の模索は、二度に渉り自由民主党を下野に追い込んだ実績にもかかわらず、結局のところは成就しなかった。小渕恵三内閣期、小澤が関わった自由民主、自由両党連立の下で「日米防衛協力指針」関連諸法が成立し、日本の「普通の国」脱皮に向けた確かな歩みが刻まれた実績を思い起こせば、小澤の模索の頓挫は、「稽古を怠る平幕」を「稽古に熱心に取り組む三役」に導くに至らなかったことにある。小澤が「普通の国」脱皮と「政権交代可能な二大政党制度」樹立の二兎を追い、そして一兎も得るに至らなかったことの意味は、検証に値しよう。

ii 政治人材の選抜と育成

「踊る阿呆に観る阿呆」の言葉に拠るならば、民主主義体制下の政治の世界においては、「踊る阿呆」としての政治家には、相応の作法や見識が要請される。政治家が「踊る」際の作法の根幹を成すのが、「『怪獣』を飼い馴らす」意識である。

永井陽之助（政治学者）は、一九七〇年代初頭、「戦後日本は、政治、教育、文化の領域で、平準化と低俗化をもって、民主主義と錯覚し、いかなる政治社会でも不可欠な指導者の選抜、培養、育成の重大な問題を閑却した」⁴⁰と書いた。そして、永井は、それから十年の歳月を経た一九八〇年代中葉、「政治的リアリズムを培養し、真の戦略的思考をもつ指導集団をつくるにはいかにすべきか。日本の外交や防衛問題で、緊急に要請されているのは、この問題にほかならない」⁴¹と書いた。永井は、「長期の戦略的展望にたち、確度の高い情報にもとづいて、外交、政治、心理、経済、文化の各領域を有機的に結びつけてものごとを考える」政治指導集団の培養と創出こそが、日本の安全保障に絡む根本課題であると指摘したのである。

この永井による一連の指摘から四十年の歳月が経った現今、日本の「普通の国」脱皮が成った後を展望するならば、その指摘に応じた対応を採る必要性や切迫性は愈々、高まっているといえる。前節でも触れたように、永井が指摘した「政治的リアリズム」の思考とは、別の表現では、「『刀』は持てば極力、抜かずに済まそうとするものである」という認識の上で、「『刀』は予め用意しておき、その時々必要に照らし合わせて、抜くか抜かぬかを判断する」という思考である。それは、「『刀』は持てば早晚、抜くものである。故に持たないで置くほうがいい」、あるいは、「『刀』は抜く必要が生じた折に用意するものである」

40 永井陽之助、『柔構造社会と暴力』（中央公論社、一九七一年）、二〇六頁

41 永井陽之助、『現代と戦略』（文藝春秋、一九八五年）、二六四―二六五頁

という「非政治的な思考」とは明白な対照を成している。そして、永井における「政治的リアリズム」の思考を裏付けるのが、政治における「慎慮」の感覚である。

一九九〇年代前葉の小選挙区比例代表並立制導入を趣旨とする選挙制度改革は、政治家の選抜に係る風景を一変させたけれども、それは、この「慎慮」の感覚を適正に体得した政治家を輩出させるに相応しかったのか。これも、検証されるべき事柄であろう。

iii 社会における政治意識の成熟

政治の世界では、「踊る阿呆」としての政治家だけではなく、その執政に伴う「責任」を監視、評価する「観る阿呆」としてのジャーナリズムやアカデミズム、あるいは一般世論にも、相応の作法が要請される。明治後期、福澤諭吉が残した次に挙げる二つの記述は、その「観る阿呆」としての作法を現今の世にも伝えている。

まず、福澤は、「聞紙の外交論」と題して『時事新報』（明治三十年八月）に寄せた論稿に、「外交の事態いよいよ切迫すれば、外交の事を記し又これを論ずるに當りては自から外務大臣たるの心得を以てするが故に、一身の私に於ては世間の人気に投ず可き壮快の説なきに非ざれども、紙に臨めば自から筆の不自由を感じて自から躊躇するものなり。苟も国家の利害を思ふものならんには此心得なかる可らず」⁴²と記される。「外交の事を記し又これを論ずるに當りては自から外務大臣たるの心得を以てする」という福澤の既述が伝えるのは、外交を含めて広い意味の政治を手掛ける「踊る阿呆」の労苦や難儀に対する共感に裏付けられなければ、「観る阿呆」が示す観察や論評も意味を持たなくなるという事情である。実際には、現今の日本のジャーナリズムには、政治家の仕事に適宜、敬意を払うどころか、批判を半ば自己目的にした論評に走る向きがある。そうした「観る阿呆」の姿勢は、民主主義体制下にあつては、「統治者」（政治家）と「被治者」（民衆）の関係における断裂を深め、民主主義それ自体の基盤を侵食するのである。

次に、福澤が著した『福翁自伝』には、「さてその相手の人に面会したとき自分の良心に恥じて率直に述べることのかなわぬことを書いていながら、遠方から知らぬ風をしてあたかも逃げて回るようなものは、これを名づけて蔭弁慶の筆という、その蔭弁慶こそ無責任の空論となり、罵言讒謗の毒筆となる」⁴³と記される。二十一世紀に入り、ツイッターに代表されるSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）上を舞台にした「政治論評」が相応の影響を持ちつつある環境の下では、福澤が「蔭弁慶の筆」、「罵言讒謗の毒筆」と呼んだものの弊害は、強調されなければならない。サイバー空間における「虚偽情報」と呼ばれるもの流布に加え、「蔭弁慶の筆」、「罵言讒謗の毒筆」の跳梁跋扈は、「合意」形成の枠組としての民主主義体制に「対立」と「確執」の火種を撒き散らす。福澤が説いたことには、彼が民主主義の息吹きを感じ取った米国の百五十年後の風景を観るに付け、重い響きがあるといえる。

以上に挙げた三つの民主主義アジェンダは、それ自体としては何ら新奇なものではない。こうした民主主義アジェンダの成就を説くのも、それ自体としては平凡な議論である。ただし、特に戦後日本では、「統治者」と「被治者」は対立するという認識の下、「被治者」抵抗の姿勢を根拠付けるのが民主主義であるという理解が、広がっていた。こうした理解は、「被治者」が「統治者」でもあるという民主主義の建前からすれば、明らかに異形なものである。日本国憲法前文が「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し…」の既述から始まることの意味は、留意されて然るべきである。

4. おわりに—「ひび割れた世界」、そして「普通の国」と「民主主義」協調の行方

二〇二一年十二月上旬、ジョセフ・R・バイデン（米国大統領）麾下の米国政府は、百十一カ国・地域を招いて、ヴァーチャル会合の体裁で「民主主義サミット」を開催した。バイデンは、二〇二一年三月に初めて開いた記者会見の席上、特に中露両国との関係を念頭に置き、眼前の国際政治情勢を「二十一世紀における民主主義の有効性と専制主義との闘い」⁴⁴と観る認識を披露していた。バイデンは、この認識を

42 福澤諭吉、「新聞紙の外交論」『時事新報』（明治三十年八月）

43 福澤諭吉、『新訂 福翁自伝』（富田正文校訂、岩波文庫、一九七八年）、三七六頁

44 Remarks by President Biden in Press Conference, MARCH 25, 2021

踏まえて、「民主主義サミット」閉幕式辞に際しても、「われわれは、われわれの国際システムの中心に存し、数十年に渉りグローバルな成長と繁栄の基本要素であった民主主義の諸価値を確信している」⁴⁵と述べている。『朝日新聞』記事（二〇二一年十二月十日配信）に拠れば、汪文斌（中国外務省副報道局長）は、「民主主義サミットは世界の民主主義を守るものではなく、米国の覇権を守るものである」と語り、ドミトリー・S・ペスコフ（ロシア大統領府報道官）は、「新たな分断線を引く試み」と評している⁴⁶。「民主主義サミット」直後、習近平（中国国家主席）とウラジーミル・V・プーチン（ロシア大統領）は、ヴァーチャル首脳会談を開き、「民主主義サミット」に招かれなかった中露両国の結束を誇示した。「民主主義サミット」は、バイデンの思惑とは裏腹に、政治体制、宗教その他の面における二十一世紀前葉の「ひび割れた世界」の様相を露わにした。

日本の「普通の国」脱皮は、こうした「ひび割れた世界」の相の下に展開され、そして評価されることになる。本稿で指摘したように、一九九〇年代前葉以降、日本の「普通の国」脱皮への動きを促したのは、まずは「国際貢献」の参与要請、そして次に「テロとの闘い」の呼応要請であった。そして、米豪加各国や西欧諸国のような「西方世界」諸国と特に中国との確執が深刻になる中では、それは、自由や民主主義を旨とする「西方世界」諸国の協調を支えるものとして位置付けられる。第二次世界大戦後、永らく日本の「普通の国」脱皮を抑えようとした心理を裏付けたものは、自らの権益防護のために半ば独善的に軍隊を動かした帝国日本の「失敗の記憶」であったけれども、日本の「普通の国」脱皮は、そうした「独善性」を排することを前提にしている。二〇二一年五月以降、英国の「インド・太平洋」重視の姿勢を反映させて派遣された英国海軍所属空母「クイーン・エリザベス」を中核とする空母打撃群が実態上、日本が第二次世界大戦時に干戈を交えた米英蘭三カ国の合同艦隊であり、その「クイーン・エリザベス」空母打撃群、即ち米英蘭合同艦隊と海上自衛隊部隊が共同訓練を実施した風景は、日本の「普通の国」脱皮が何を目指しているかを象徴的に表している。しかも、「西方世界」諸国と中国の確執の最前線に位置する日本にとっては、「西方世界」諸国の協調の支持は、それ自体が自らの安全保障を直截に担保することに結び付いている。それこそは、「独善性」や「利己性」ではなく「開放性」や「協調性」が日本の「普通の国」脱皮に際して踏まえられる価値である所以である。

もっとも、バイデンが「民主主義と専制主義の闘争」と呼んだ二〇二〇年代前葉の国際政治環境の下、民主主義の後退の趨勢は続いている。バイデンが認めたように、「世界中の人々は、民主主義政府の取り組みが失敗していると感じ、不満を募らせている」⁴⁷のは、紛れもない事実である。特に一九九〇年代以降、米国が主導した「グローバリゼーション」の趨勢は、ヒト・モノ・カネ・情報が国境を越えて飛び交う様相を定着させたけれども、それは今や、経済格差の拡大、難民流入に伴う社会不安の増大、「サイバー空間」における悪意の跳梁跋扈、さらにはウイルス感染症の流入と蔓延といった体裁を通じて、米国を含む「西方世界」諸国それ自体に「負の効果」を逆流させている。「西方世界」諸国が奉ずる「開放性」や「協調性」の価値は、それ自体が仇となる結果を招いているのである。加えて、ウォルター・R・ミード（国際政治学者）が指摘したように、「冷戦後の米国政府のグランド・ストラテジーの柱は、世界を覆う米国の盾の下、世界中で自由貿易や宗教色を持たない民主主義統治を推進することにより、リベラルな国際秩序の構築を目指すことであった」⁴⁸けれども、その戦略は頓挫した。二〇二一年八月、「セプテンバー・イレヴン」以

<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/speeches-remarks/2021/03/25/remarks-by-president-biden-in-press-conference/>

45 Remarks by President Biden at the Summit for Democracy Closing Session, DECEMBER 10, 2021

<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/speeches-remarks/2021/12/10/remarks-by-president-biden-at-the-summit-for-democracy-closing-session/>

46 「民主主義サミット、不参加の中口『守るのは米国の覇権』と反発」『朝日新聞』（二〇二一年十二月十日配信）

47 Remarks By President Biden At The Summit For Democracy Opening Session, DECEMBER 09, 2021

<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/speeches-remarks/2021/12/09/remarks-by-president-biden-at-the-summit-for-democracy-opening-session/>

48 Walter Russell Mead, "American Global Leadership Is in Retreat : If the U.S.-led liberal international order is crumbling, what comes next?", *THE WALL STREET JOURNAL*, Sept. 13, 2021

<https://www.wsj.com/articles/internationalist-globalist-liberal-world-order-crumbling-foreign-policy-national-security-11631568231>

後二十年にして「カブール陥落」という事態に行き着いた米国のアフガニスタン関与は、その「頓挫」の明白な事例として総括されよう。アフガニスタンに類する民主主義の「土壌」を持たない国々に民主主義という「植物」を移植しようとしたのであるから、そこには紛うことなき無理があったと評価されよう。民主主義の価値は、それを奉じる「西方世界」諸国の内においても外においても、激しく揺さぶられているのである。

こうした趨勢は、日米豪加各国や西欧諸国のような「西方世界」諸国に対しては、一時的にせよ、「民主主義を世界に広める」というオフェンシヴな姿勢ではなく、「自らの民主主義を護持する」というディフェンシヴな姿勢に立ち戻ることを要請している。振り返れば、一九三〇年代、政治体制としての民主主義と経済システムとしての資本主義は、揃って共産主義とファシズムという二つの思潮に挟撃されていけれども、それでも第二次世界大戦を経て、竹越興三郎（ジャーナリスト／歴史家）が「人民自立」⁴⁹と呼んだものに立脚した民主主義や資本主義は、確かに命脈を保ち、そして存続した。日本の「普通の国」脱皮後の風景が吉となるか凶となるかを占うのは、その「人民自立」の信条の質が、どの程度のものであるかということであろう。

櫻田 淳
(東洋学園大学教授)

49 竹越興三郎、『二千五百年史』(新装版下巻、中村哲校閲、講談社学術文庫、一九九〇年)、四〇二-四〇三頁

尚、ウェブ媒体は総て、二〇二二年二月三日時点のものである。